

平成23年6月22日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
13番 山崎鉄好
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 杉原豊喜
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 小池一哉
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里巳
14番 末藤正幸
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

26番 江原一雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	英
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	務				
局	長	局				
長		長				

議 事 日 程 第 6 号

6月22日（水）10時開議

日程第1	請願第1号	「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第37号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第38号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第39号議案	専決処分の承認について（平成22年度武雄市一般会計補正予算（第14回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第40号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第41号議案	専決処分の承認について（平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第42号議案	武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第8	第43号議案	武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第9	第44号議案	新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第10	第45号議案	新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第11	第46号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第12	第47号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（質疑・所

		管常任委員会分割付託)
日程第13	第48号議案	市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結について (質疑・建設常任委員会付託)
日程第14	報告第1号	平成22年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第15	報告第2号	平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第16	報告第3号	平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第17	報告第4号	平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について(質疑)
日程第18	報告第5号	平成22年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について(質疑)
日程第19	報告第6号	平成22年度武雄市土地開発公社事業報告について(質疑)
日程第20	報告第7号	平成22年度財団法人武雄市体育協会事業報告について(質疑)
日程第21	報告第8号	専決処分の報告について(質疑)
日程第22	請願第2号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書(趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第23	懲罰特別委員会委員長及び副委員長の選任	

開 議 10時

○議長(牟田勝浩君)

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第48号議案を追加上程いたします。

本日の議事に入ります前に、去る6月15日開催されました全国市議会議長会第87回定期総会において、永年勤続表彰を受けられました議員の皆様方に対しまして、ただいまから表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、その間、暫時休憩いたします。

休 憩 10時

再 開 10時2分

○議長(牟田勝浩君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に基づき、議事を進行いたします。

日程第1 請願第1号

日程第1. 請願第1号 「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願を議題といたします。

さきの3月定例会におきまして、継続審査に付されておりました請願第1号について、審査終了の報告がっておりますので、総務常任委員長の報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成23年3月武雄市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託をされておりました「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願については、去る4月19日の総務常任委員会で慎重審査の結果、全会一致による不採択で可決したことをここに御報告をさせていただきます。

なお、委員会で審議内容の出た分を皆様に御報告させていただきますと、委員からは、今回の請願の趣旨は玄海原発3号機の放射能漏れの説明と原因究明であり、この点については、説明会及び情報の公開、また、原因も燃料棒のピンホールからの偶発的に微小な漏えいが原因であったと報告。また、今回の燃料集合体は再使用しないとした結論も出たところで、このことは県及び国に報告され、また、このことは承認もされており、本請願でのこれ以上の原因究明は、必要ではないか、また、必要ではないのではとの多くの意見が出され、本請願については全会一致で不採択となりました。

なお、委員会では、審議中に皆さんも御存じの福島原発による多大な被害が発生し、原発の安全神話、さらには安全基準のあり方などが問われた中で、委員会としても継続して原子力エネルギーの安心・安全、さらには緊急時の迅速な対応、安全基準の見直しなどについて、今後の喫緊の課題として、今後、現地調査を含め、国・県の対応などの情報収集、さらには住民説明会など、今後とも防災対策を含め、継続的に調査していくことを全員で確認させていただいたことも御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

委員長に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

委員長報告を受けまして2点お伺いしたいんですけれども、1つは、3号機は日本で最初のプルサーマル導入をしてMOX燃料をたくということから、ピンホールの漏えい事故が起こっているわけですね。これは偶発性といいますけれども、過去何回起こっているんですか、これが1つ。

もう1つは、九電が言う偶発性で大したことないみたいな印象を与えていますけれども、

九電の、いわゆる事故に関する経過説明と、そして、そのことを県知事、九電に住民説明会を開きなさいという、これは当然といえば当然ですよ、今日の時点から考えますとね。偶発性というのはどういうことなのかと。今後、それは起こり得ないのかと。ピンホールの分については燃料集合体を使わないと、使わない集合体はどこに持っていくんですか。

それから、もう1点ですけれども、（「審議内容の質問を」と呼ぶ者あり）いや、報告にあるでしょう。

2つ目の質問がそうですけれども、再使用をしないと、そのMOX燃料というのはどこに保管されるんですか。そこら辺の説明、審議はされたんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

まず、1点の過去にこういうふうなピンホールによる事故はなかったのかということですが、今回のピンホールに関しては、160万分の1の確率で発生をしたというような部分の中で、過去にはないのかというのは委員会のほうでは議論が出ておりません。

また、偶発的な部分に関しては県議会でも質疑もあっておりましたけれども、いろんな各方面から調査をした結果、今回に関しては、ピンホールの問題で偶発的に発生したということでの県議会での質疑、答弁なんかも委員会の中で話が出たところでございますので、そういった状況の中で偶発的というような部分で判断をしたということでございます。

また、最終的には、処分に関しては委員会ではそういう問題は出ておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより請願第1号に対する討論を開始いたします。委員長報告に対する反対討論を求めます。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。

この玄海原発の請願第1号に関して不採択の報告が今されましたけれども、これに対して、委員長報告に反対する立場から討論をしたいと思っております。

この「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」、これは趣旨説明をしたのが3月11日、ちょうど福島原発——東日本大震災が発生した日ですよ。当初は、東京電力は想定外の津波によるものだと、9.5メートルの津波を想定していたけれども、それ以上の津波による破壊によって福島第一原発は事故を起こしたと。これが専門家のずっと分析に

よって、東電が小出しにする資料であったとしても、これは地震によるメルトダウンが起きていると、これが大勢ですよ。ですから、そういう状況がちょうど3月11日を機に起こったわけですが、ちょうど私が趣旨説明しているときでした、これは偶然ですが、これもね。

今の関心からいきますと、その当時は、原因が明らかになる以前というのは、この請願が審議されている過程というのは、原子力発電は必要でないという世論がまだ過半数を超えていない段階。しかし、もう今日、きのうの新聞によりますと、74%が原発の安全性を心配し、それに依存しないという世論が高まってきております。こういう中での請願の採択、不採択という問題でありますので、その反対の理由について述べていきたいというふうに思います。

この玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書というのは、請願項目は2項目ですよ。

1つは、武雄市民、佐賀県民に説明会を行うと。この説明会を行うというのは当然のことなんですけれども、しかし、新聞報道によると、それは五、六名に対する説明と。これはほとんどないことですよ、それは今日の段階ですけれども。

それから、漏えい燃料体を専門機関ホットラボ——放射性物質を扱う分析研究施設に持ち込んで徹底的にその原因を特定してくれと。160万分の1と言いますが、私があえて質疑した中に、この事故が初めてなのかという質問をしましたけれども、これは、2月22日の九州電力の説明によると、過去8回の放射性漏れを起こしていると。そして、その漏えい箇所が不明のまま、繊細なピンホールが原因だと結論づけたと。これは請願書に付託された意見書の中にもこれが述べてありますよ。

ですから、あえて全国で初めてプルサーマルを導入して、この議会でもプルサーマル導入を延期してくれという県知事への請願がここで論議をされた経過がありますね。これも不採択でした。福島第一原発は第2番目ですよ。ですから、MOX燃料をたいて、その最終処分というんですか、これは六ヶ所村の再処理工場というのがもう既に86%を超えて満杯状態、持っていき場がないと。ですから、建屋の奥に燃料の何と申しますか、最終処分されたものを詰め込んでいるわけでしょう。ぎゅうぎゅう詰めにして何とか保存しよう。ますます危険性が増してきているわけですね。

そういう中での3月議会終了後の継続審査で、情報がたくさんある中で審査をされたわけですが、この原発に対しては、今、2号機、3号機というのは定期点検中でとまっていると。3号機は、これはさっきのプルサーマルの件ですね、昨年12月に放射性物質が漏れたため、定期検査を2週間前倒ししてとまっていると。この運転再開をどうするのかと。これが県や玄海町はもちろんのこと、全国が一番注視している。福島第一原発の事故後、最も注目されているのがこの玄海原発なんですよ。

九州電力は、津波対策として緊急安全対策の名前で行おうとしておりますけれども、その

中には1カ月前後で対応できたものもありますけれども、1年あるいは3年かかるものもあり、完成するまでは安全と言えないのではないかと。地震対策も加えなければ安全とは言えないと。2号機、3号機の運転再開は、これらをクリアしなければ県知事は同意すべきじゃないという結論に今は達しているわけですね。

ですから、3月に提案されたこの請願が継続されて、その間に福島原発の事故を起こし、その原発の影響力がどう広がっていったのかと。異質な危険性ということも一般質問で指摘しましたがけれども、空間的で見えないと。これは1都9県に影響が広がってきているわけですね。

きのうも一般質問でこのことが出ました。子供に対する、大人も含めて20ミリシーベルトというのは、これはもうとんでもないことだと専門家は指摘していますよね。10ミリシーベルトでもだめなんだと。子供にとっては1ミリシーベルトも、その危険性があるならば除去しなきゃならないと。これが25年前に起きたチェルノブイリの最大の教訓ですよ。そういった意味では、空間的でどこに影響力が広がっていくかわからないと。時間的という点では、先ほど言いましたチェルノブイリ以来25年たって、その当時胎児だった人、その当時幼児だった子供たち、これが結婚適齢期に入る。そして、3代目が生まれてくる。いわば子供の発達段階で生殖機能を破壊する危険性というのが極めて高いと。これが遺伝子に影響をし、本当に深刻な事態が今チェルノブイリでも起こってきていることが写真集でも報道されていますね。

だから、玄海原発1号機、2号機、3号機、特にプルサーマルが導入された3号機、この危険性については、単に日本だけの問題ではなくなってきている。そういうことが空間的にも、あるいは時間的にも、そして社会的にも、もう福島県そのものがなくなるんじゃないかと報道する新聞もあるぐらいですから、そういった意味では、請願第1号に対する論議は真剣にされたと思いますけれども、ちょうど福島原発の事故がだんだん究明されていっている中でありましたから、そういう今の段階では、佐賀県知事が九電に対して、あるいは保安院も連れて、そして、きちんとした説明会を開くと。一昨日は唐津市議会が保安院と九電を呼んで議会が説明会を求めると、こういうことを行っていますね。本当に今、地方から原発に依存しない再生エネルギーに重点を移した日本のエネルギー政策、これも国民的な討論、合意を経て進めていこうではないかという提案もしているわけですがけれども、この場でも、中山鉄工所が開発をして、日田市でダムに頼らない小水力発電の可能性といいますか、大きく報道されましたよね。もう既に始まっていると。そういう中での請願ですから、本当に真剣にされたと思いますけれども、今の段階での請願の不採択という報告については賛成しかねるという立場なんです。

そういう意味で、薩摩川内市の県知事は、佐賀県知事の動向を見て結論を出すと。ここには、いわゆる電源三法による交付金といいますか、原発交付金、これは麻薬みたいなもので

すね。再開しないと交付金がおりてこない、金は必要だと、欲しいと。こういうことでは県民の命は守れないし、特に佐賀県だけの問題じゃなくて、玄海原発の場合は福岡県内、あるいはきのうもありましたように、風向きによっては広範囲に影響を上げていく、そういう空間的な異質な危険性を抱えた問題でありますので、この請願につきましては、ぜひ本会議でも引き続き検討すると。そして、県知事に対して県民に説明を行う、保安院の説明を求めていく。あるいはEPZの見直しについても、10キロ圏内だ、20キロ圏内だ、30キロ圏内だと。そうはいつでも風でどこに広がっていくかわからんわけですから、1都9県に影響力が広がっている。そういう現実を見ますと、この請願第1号に対する委員長報告の不採択という部分については同意できないし、委員長報告に対する反対の意見としたいというふうに思います。

そういった意味では、総務常任委員会是不採択ですけれども、ぜひ本会議で採決をしていただくように、こういうことをお願いするのは初めてですけれども、ぜひこのことをお願いして私の委員長報告に対する反対の討論といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

賛成討論はございませんか。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。

「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願についての委員長報告に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま委員長から報告がありましたように、あくまでも25番、今反対されましたように、福島原子力発電所の9.5メートル以上の津波での想定外の地震の中で起こりました今回の福島での問題は、慎重に検討するべき問題とは思いますが、我々、今回委員会に付託されました請願では2項目の要請がっております。

1項目めは事故報告について県民に対しての説明会、情報公開を行うこと、これに対しては、もう既に地元での説明会が行われているし、ホームページ等で十分情報開示が行われています。

2項目めは、放射性物質を扱う分析研究施設、ホットラボに持ち込み、原因を特定すること。事故原因については、燃料棒のピンホールから偶発的に微小な漏えいが原因であると結論が出され、国及び県に対して報告され、了承されています。これ以上の原因究明の必要はないとの声等が出ています。したがって、今回の請願については採択の必要はないと考えます。

今、福島原発事故を受け、原子力エネルギーの安全・安心、緊急時の迅速な、的確な事故対応が喫緊の課題とされています。このことは、武雄市議会全体で意見書を含めて議論をす

る必要があると思います。

以上で賛成討論とし、私の意見といたします。

○議長（牟田勝浩君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件は御異議がありますので、起立による採決を行います。

請願第1号 「玄海原発3号機の放射能漏れの原因究明を求める意見書」採択を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 第37号議案

日程第2. 第37号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第37号議案 専決処分の承認についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

この議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成23年3月31日付で、議案書3ページの別紙、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、その内容を報告し、承認をお願いするものであります。

それでは、改正の概要を説明いたします。

1つ目は、国民健康保険税の基礎課税額、これに係る課税限度額50万円を51万円に改正するものです。

2つ目は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額13万円を14万円に改正し、介護納付金課税額に係る課税限度額10万円を12万円に改正するもので、これらの改正により、市全体として約580万円の増額を見込んでおります。

なお、施行期日につきましては、平成23年4月1日といたしております。

以上で第37号議案の補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしく願います。

○議長（牟田勝浩君）

第37号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、部長のほうから説明を受けましたけれども、医療分について50万円を51万円にする。これで172万2,700円の増。1億円の減収という問題は本会議で指摘をしましたね。

もう1つは後期高齢者支援金分、これは13万円を14万円にして、33世帯が限度額に至らない、影響額は161万1,900円と。この後期高齢者支援金の限度額14万円、これは県ですからね、武雄は交付金を上げるだけですからよくわからないかもわからんけど、しかし、部長のところにはいろんな資料が来ているでしょうから。この後期高齢者支援分というのは、歳入減というのはどの程度あっているんですか。

もう1つは、介護納付金分が10万円から12万円、これは基準額が5,231円から1人月800円程度引き下げられて年間約1万円支払いましたね。これを今度、10万円を12万円に限度額引き上げる。48世帯がその限度額に至らないと。これの歳入状況というのはどうなんですか。そして、全体としては580万9,100円の歳入増になるということでしょう。（発言する者あり）専決処分じゃないか。そのことをきちんと答弁していただきたいと。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

ただいま平野議員から22年度の決算の中身につきまして御質問をいただいておりますけれども、今回の限度額の改正につきましては、地方税法の施行令の改正に基づいて私ども限度額の改正をいたしておりますので、これにつきましては、トータルで健康保険税の負担のあり方等につきましては、限度額を改正して負担できる方に負担をお願いしたいということで、最終的には、今申し上げましたとおり、3つ合わせまして約580万円ということで試算をいたしておりますけれども、22年度の決算の中身につきましては、別途御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

国の法律が変わったからという説明ですけれども、それは専決処分をしないと、施行日との関係でやむを得なかったんだらうというのは理解できますよ。しかし、別途説明するというのはどこで説明するんですか。福祉文教委員会で詳しく説明していただけるんですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

決算の内容につきましては、決算審査特別委員会で説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第37号議案を採決いたします。

本案は御異議がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第37号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 第38号議案

日程第3. 第38号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第38号議案 専決処分の承認についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の4ページです。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成23年3月31日付で、議案書6ページの別紙、武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、その内容を報告し、承認をお願いするものであります。

改正の内容ですが、被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の規定を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、国民健康保険条例の本則第6条において35万円を支給する旨を規定し、附則第4項において、緊急の少子化対策として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金については39万円とすると規定をいたしております。

今般、附則に規定する期限が到来するため、暫定的に引き上げられた一時金の額を恒久化すべく、これを本則第6条に規定し、附則第4項を削ったもので、施行期日を平成23年4月

1日といたしております。

以上で第38号議案の補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（牟田勝浩君）

第38号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これはいいことなんですよ、35万円を39万円に引き上げて少子化対策の一環としていくと。これは専決処分ですので、常任委員会の付託はありませんね。

そこで、1点だけお伺いしたいんですが、社会保険と比較した場合、協会けんぽと比較した場合に、国保の水準というのは昔は極めて低かったんですけども、これに追いついていくと。今の段階でどの程度差があるのか、同額なのか、これが1つ。

もう1つは、これを進めることによって、いわば少子化対策を前に進めていこうという思いがあるんでしょうけれども、大体1年間どれぐらい対象としてはあるんですか、国保に関してわかれば述べていただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

平野議員おっしゃいますように、社会保険のほうと国民健康保険を比べますと、出産に係る給付金につきましては、従前は大分国保のほうが高かったというふうに私も思っております。大分近づいてまいりまして、遜色ない程度に上がっているというふうに思いますが、細かい金額につきましては後ほど報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから、件数につきましても、同様にそのときに報告いたします。（366ページで報告）

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第38号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4 第39号議案

日程第4. 第39号議案 専決処分の承認について（平成22年度武雄市一般会計補正予算（第14回））を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第39号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

平成22年度武雄市一般会計補正予算（第14回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙でお手元にお届けいたしております。

1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の専決では、第1条のとおり、債務負担行為の補正をいたしております。

内容につきましては、補正予算書2ページに掲げております第1表 債務負担行為補正のとおり、武雄市土地開発公社の事業資金借入に対する債務の損失補償に係る債務負担行為の補正を行ったところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第39号議案に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第39号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5 第40号議案

日程第5. 第40号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第40号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。

東日本大震災による被災者等の税負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が第177回通常国会において可決成立、4月27日をもって法律第30号として公布、同日施行されました。この税制改正に伴い、市税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第179条第1項の規定により、去る5月16日専決処分をさせていただきましたので御報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、主な改正内容について、概要を説明させていただきます。

議案参考資料、新旧対照条文の4ページと5ページをごらんください。

附則第22条につきましては、東日本大震災により住宅や家財等に生じた損失の金額について、平成23年度分個人市民税での雑損控除の適用を可能とし、また、その手続について規定したものでございます。

以上で第40号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第40号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第40号議案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6 第41号議案

日程第6. 第41号議案 専決処分の承認について（平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

第41号議案 専決処分の承認についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の12ページでございます。

本議案は、去る5月31日、地方自治法の規定に基づき、平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を専決処分したことにより、市議会の承認をお願いするものであります。

それでは、補正予算書の(4)ページをごらんください。

歳出におきまして、前年度繰上充用金2億3,470万円を計上いたしております。これは、平成22年度の収支において歳入不足が生じたことにより、不足相当額を前年度繰上充用金として補正したものであります。

22年度の収支につきましては、前年度と比較し、歳入不足額が1億6,090万1,000円増加いたしました。これは、前年度の国庫支出金の精算に伴う償還金が約6,000万円に達したことや、高齢化の進展、診療報酬の改定などに伴い保険給付費が増加したのに対し、歳入では保険税収入が減少したことなどによるものであります。

次に、繰上充用金の財源について御説明いたします。

(3)ページをごらんください。

財源として、国の療養給付費等負担金を1億3,470万円と財政調整交付金を1億円計上いたしております。

以上、申し上げましたとおり、国保財政は非常に厳しい状況に陥っており、国民健康保険事業の広域化をも見据えながら財政の健全化に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

それから、ここで、先ほどの第38号議案、平野議員の御質問についてお答えをしたいと思います。

出産育児一時金の額につきましてですけれども、協会けんぽ等と国保につきましては同額ということになっております。

それから、件数でございますけれども、実績を申し上げますと、平成21年度が55件、22年度が71件というふうになっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第41号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 第42号議案

日程第7. 第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

第42号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書の14ページでございます。

この議案につきましては、ことし10月分議開始予定の武雄北方インター工業団地等への早期企業立地の促進を図るため、奨励措置を拡充する新規条例を新設するものでございます。これに伴い、武雄市企業立地等の奨励に関する条例及び武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例を廃止するものでございます。

今回、奨励措置といたしまして、1つ、固定資産税の課税免除及び不均一課税、2つ、雇用奨励金、3つ目、利子補給金、4つ、操業支援補助金、5つ、用地取得補助金を考えております。

第1条から第3条につきましては、その目的、定義、便宜供与について規定をしております。

第4条につきましては、先ほどの奨励措置及び適用対象者について定めるものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

第5条から第9条までにつきましては、先ほど申しました5つの項目の奨励措置につきまして、条ごとに規定をしているものでございます。

16ページをごらんください。

第10条から、17ページの第17条までにつきましては、奨励金等の交付手続等について定めるものでございます。

次に、17ページの附則につきまして説明をいたします。

第1条につきましては、施行期日を平成23年7月1日と定めるものでございます。

第2条につきましては、新条例の制定に伴い、従来の武雄市企業立地等の奨励に関する条例及び武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例を7月1日をもって廃止するものでございます。

第3条につきましては、今回廃止する武雄市企業立地等の奨励に関する条例の経過措置でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第42号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

日程第8 第43号議案

日程第8. 第43号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第43号議案 武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書18ページでございます。

この条例は、都市公園法第18条の規定に基づき定める武雄市都市公園設置条例で、第3条に公園の名称及び位置を定めています。

表中の12カ所の公園のうち中央公園は、武雄北部土地区画整理事業の鉄道高架施設より南側である1工区内に位置しております。この1工区は、平成23年3月15日に換地処分を行いましたので、従前地番から新しい地番に変更されています。これに伴い、位置の表示を「大字武雄5605番地1」から「大字昭和1番地6」に改めるものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第43号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

〔山崎議員退席〕

日程第9・第10 第44号議案・第45号議案

日程第9. 第44号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について、日程第10. 第45号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

第44号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その4）工事請負契約の一部変更について及び第45号議案 新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成（その5）工事請負契約の一部変更につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書19ページ、20ページをごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

県との共同事業で取り組んでおります新産業集積エリアの開発につきましては、当初、平成23年4月の分譲開始を目指して平成22年5月から造成工事を進めてまいりました。途中、中硬岩の早期露出及び岩質の変更等によりまして、3月議会におきまして、当初4月の分譲開始を約半年間工期延長をお願いし、分譲開始を10月としたところでございます。

今回、その岩質変更に伴う処理を含めて設計変更を行い、（その4）工事については6億4,785万円を6億8,123万6,850円に3,338万6,850円の増額、（その5）工事におきましては、5億8,065万円を6億3,559万7,550円に5,494万7,550円の増額をお願いするものであります。

なお、議案資料の1ページ、2ページに建設工事の請負仮契約書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第44号議案及び第45号議案に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第44号議案及び第45号議案は、産業経済常任委員会に付託いたします。

〔山崎議員戻席〕

日程第11 第46号議案

日程第11. 第46号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第46号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について、補足説明を申し上げます。

議案書21ページでございます。

現在、佐賀市と小城市で組織する天山地区共同塵芥処理場組合が佐賀縣市町総合事務組合に加入し、職員の退職手当支給事務と議員その他非常勤職員の公務災害補償事務の2つの事務を処理いたしておりますが、ことし7月末をもって天山地区共同塵芥処理場組合が解散し、佐賀縣市町総合事務組合を脱退しますことから、関係地方公共団体として、地方自治法の規定に基づきこれを協議することについて議会の議決をお願いするものでございます。

組合規約の変更といたしましては、第2条 組合を組織する地方公共団体から当該処理場組合を削除し、構成団体を10市10町20一部事務組合に広域連合の42団体とし、第3条中第1号の退職手当事務と第7号の議員その他非常勤職員の公務災害補償等事務の対象団体からも当該処理組合を削除するものでございます。

なお、規約の施行日は平成23年8月1日とされております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第46号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 第47号議案

日程第12. 第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災により被災された方々への支援に要する経費や国及び県

の補助金の内示に伴う事業の追加と、そのほか当初予算編成後、早急に対応が必要となったものについて所要の額をお願いいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に5億9,672万1,000円を追加し、補正後の総額を218億7,565万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正では、5ページ、第2表でお示ししていますように、地方債の追加をお願いいたしております。地方債の追加では、急傾斜地崩壊防止事業など事業費の追加に伴う起債の限度額の追加をお願いいたしております。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の(9)ページをごらんください。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費では、県の安心こども基金特別対策事業費補助金を活用し、市内3保育園の改築と新たに設置される認定こども園の整備に対する補助金をお願いいたしております。

(11)ページをごらんください。

5款. 労働費、1項. 労働諸費、2目. 雇用対策費では、緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、東日本大震災被災者の就労支援対策を行うこととしております。

6款. 農林業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費では、農業の生産性の向上や経営改善を図るため、ハウスの省エネルギー資材等の導入に対する補助金をお願いいたしております。

(12)ページをごらんください。

5目. 農地費では、麦、大豆等の生産拡大を図るため、暗渠排水の整備に要する経費などをお願いいたしております。

(13)ページの2項. 林業費、1目. 林業振興費では、高性能林業機械の導入に対する補助金などをお願いいたしております。

7款. 商工費、1項. 商工費、2目. 商工振興費では、被災地の復旧支援と県内の消費意欲を喚起するきっかけづくりとして実施される義援金つきプレミアム商品券発行事業の一部助成に要する経費と、東日本大震災の被災企業が市内で行う企業活動に対する支援補助に要する経費などをお願いいたしております。

(14)ページをごらんください。

8款. 土木費、3項. 河川費、1目. 河川維持費では、急傾斜地崩壊防止工事に要する経費などをお願いいたしております。

(15)ページの10款. 教育費、1項. 教育総務費、3目. 学校教育総務費では、武雄市出身者等で各方面で活躍されている方を講師として招き、市内中学校で講話をしていただくための経費をお願いいたしております。

(16)ページをごらんください。

5項. 社会教育費、4目. 図書館費では、MY図書館構想事業を推進するため、大学教授などの有識者による武雄市図書館デジタル化推進協議会の設置等に要する経費をお願いいたしております。

5目. 文化振興費では、平成22年度に実施した文化会館の耐震調査により補強の必要がある大ホール等の補強計画策定に要する経費などをお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担金で6,107万9,000円、国庫支出金1億2,336万4,000円、県支出金2億1,304万4,000円、寄附金175万7,000円、繰入金1億6,110万2,000円、諸収入2,997万5,000円、市債640万円を計上いたしております。

以上で平成23年度武雄市一般会計補正予算（第1回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第47号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第13 第48号議案

日程第13. 第48号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第48号議案 市営和田住宅建替1号棟建設工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

この工事は、共同企業体の公募型指名競争とし、その代表者は建築一式工事A級以上、武雄市内に本店を有する者、構成員もA級以上で武雄土木及び鹿島土木に本店を有する者として公募を行いました。その結果、参加資格の申請を行った8社、4つの建設共同企業体を指名し、6月1日に入札を行いまして、五光・橋口建設共同企業体が2億6,916万7,500円で落札され、平成23年6月7日付で仮契約を締結したものであります。

なお、工期は議決の日の翌日から平成24年5月31日となっております。

続きまして、整備内容について、別冊の議案資料を御参照ください。

議案資料1ページ、配置図の黒の網かけをした部分がございますが、これが平成24年度で実施する市営和田住宅1号棟であります。

次に、2ページから3ページに各階の平面図、4ページに立面図、5ページに仮契約書を添付いたしております。

和田住宅1号棟の構造でございます。鉄筋コンクリート5階建て、延べ床面積1,760平方メートル、住戸数は28戸で、その内訳は3DK10戸、2DKの大きい部屋が8戸、2DKの小さい部屋が5戸、1DK5戸でありまして、棟内に集会所を含んでおります。また、住棟北側中央付近にエレベーターを設けております。

以上、補足説明を終わります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第48号議案に対する質疑を開始いたします。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

けさ、議運でこれは追加上程されたわけですがけれども、請負代金が2億6,916万7,500円で落札をしたと。この請負代金額が出ていますね。

武雄市の場合は、予定価格は以前公表していませんでしたけれども、予定価格を公表するようになりましたね。これはまだ継続しているのかどうかと。継続しているとすれば、予定価格に対する請負代金の2億6,916万7,500円というのは、8社が指名競争入札をしたわけですがけれども、大体何%ぐらいですか、これが1つ。

もう1つは、2棟建設されていくわけですがけれども、1棟目が今度落札されて工事に入るわけですね。そうしたときに、これは五光建設と橋口組の建設共同企業体と。今、市内の建設業者というのは極めて建設不況といいますか、全体の公共事業の不況の中で極めて大事な公共事業になっていくわけですがけれども、外構だとか、あるいはいろんな事業を分割発注して業者を広げていくと。そういうのは以前も要求したことがあるんですけれども、この下請業者をどう雇うかというのは、請け負った企業の自由裁量に任せるのか、あるいは市のほうで、そういった意味での助言といいますか、もう請け負ったからには中身に介入するのはなかなか難しいかもわかりませんが、そういう分離・分割発注することによって、この和田住宅建設に参加する業者をふやしていく、雇用を拡大していくというふうに私は考えるんですが、その2点、答弁をいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

御質問の1点目でございます。武雄市の今の建設工事の入札に関しましては、予定価格を公表しておりまして、今回の契約額は予定価格に対しまして94.4%ございました。

それから、今回ののは本体工事でありまして、建築工事が主体でございます。残工事とし

て、あと2億円程度残っております。これにつきましては、電気、設備、あるいは浄化槽、外構となりますので、それぞれ専門的な分野ですので専門業者に発注をしたいというふうに考えております。

以上です。（「あとこっちよ、答弁しとらん分がある。下請の関係は答弁しとらん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

すみません、下請の話でございますが、現在、下請の承認は私どもの承認を必要としておりますので、請負業者から申請が上がってきます。市内業者を最優先としておりまして、ほとんど市内業者で下請させていただいております。ただ、特殊なものとして市内にない事業については、当然それは市外からということになると思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

元請業者がこういうところに下請をしますよというのは、きちんと市に申請しなければいけませんね。これは私も知っています。どこにこういう事業を下請する、この事業はこの事業体に下請をするというのを報告する。そういうシステムになっていることは知っております。

私は、それはそれでただしてほしいんですけども、今度の契約金額は、もう本体工事2億6,900万円、これは残り2億円あると言われましたね。そうすると、この2億円を加えると4億6,900万円になるんですか、外構工事だとか、電気だとか、設備だとか、そういう工事がまた別に2億円ある。もうこれは地元業者を優先しながら分離・分割した契約の内容として事業所の拡大、雇用の拡大に広げていくと、そういう考えですね。答弁してください。

もう1点だけです。今、全国的にも公契約条例というのが話題になっております。それは見積もりを出す段階で、例えば、大工さんの賃金であれ、サッシ屋さんであれ何であれ、昔は三省協定と言っていましたけど、今は二省協定ですか、そこで働く人たちの一つの賃金水準といいますか、そういったことが1つ。

それから、下請に出す場合の単価の問題がありますね。そういうことを含めて、武雄ではまだ本格的に論議はされていませんけれども、公契約条例というのが進んでいるところがあります。これは、いわば地域経済を活性化させていく上でそれが力になっていくということなんですけれども、その点での指導といいますか、見積もりを出す、その予定価格を出す上での計算の根拠というのは、二省協定に基づいて人件費については作成しますね。これが末端まで徹底していくと。そうすることによって、そこで働く人たちの雇用賃金も上昇していく、地域の経済の活性化につながっていく、そういう内容として公契約を、私はその一部を理解しているんですけども、そういう点での考え方はいかがですか。

○議長（牟田勝浩君）

考え方といいますか、議案審議ですので、この件に関してということで理解してよろしいでしょうか。

〔25番「わからんならわからんでいいわけよ」〕（発言する者あり）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

先ほど申し上げましたように、電気、設備、それから浄化槽工事とか、外構ですね、これは専門的な分類になりますので、専門業者に発注をするということをお原則にしております。

それから、下請の話でございますが、下請承認申請が私どもに出されたときに、内容等——契約の内容、それから単価、その辺まで一応チェックを行っているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

日程第14 報告第1号

日程第14. 報告第1号 平成22年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第1号 平成22年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年度予算において繰越明許費の議決をいただきました事業の繰り越し状況について御報告するものでございます。

議案書24ページから25ページをごらんください。ここに掲げております事業については、それぞれ23年度に繰り越しております。

それでは、繰越事業の主なものについて御説明申し上げます。

2月臨時議会で御承認いただきました国の地域活性化・きめ細かな交付金を活用した衛生費の北方保健センター空調設備改修事業、農林業費の農道維持補修工事、農業用排水路施設整備事業、土木費の市道舗装改修事業、白岩運動公園トイレ改築事業、教育費の北方中学校屋外運動場整備工事、朝日公民館整備事業、文化会館スプリンクラー改修事業の1億8,852万6,000円と地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用した教育費のMY図書館構想事業システム構築等追加業務委託、図書館・歴史資料館展示機能拡充事業の1,902万6,000円を事業期間がとれなかったため、繰り越しております。

そのほか、6款. 農林業費、2項. 林業費の木造施設整備加速化事業では、県産林材を使

用し、建設する下村公民館の費用の一部補助に要する経費1,316万3,000円を繰り越し、10月の事業の完了を予定いたしております。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費の主要道路整備事業では、市道長谷小田志線のほか2路線の整備に要する経費1億7,632万円と、一般道路整備事業では、市道石転線ほか7路線の整備に要する経費1億266万1,000円を繰り越しいたしております。主要道路整備事業は10月に、一般道路整備事業は7月に事業の完了が予定されているところでございます。

10款. 教育費、4項. 中学校費の山内中学校校舎大規模改造事業では、山内中学校特別教室棟の大規模改造工事等に要する経費1億2,680万9,000円を繰り越し、9月に事業の完了を予定いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にとどめたいと思います。

日程第15 報告第2号

日程第15. 報告第2号 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

報告第2号 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書26、27ページでございます。

繰越明許費の内容といたしましては、下水道事業団委託の武雄浄化センター建設工事費と管渠布設工事費の7,131万8,000円でございます。

繰り越しの理由でございますが、武雄浄化センター建設工事委託につきましては、隣接地の新病院建設や市道新設工事との重複によりまして、資材等の搬入等によりましておくれを生じたもので、繰り越したものでございます。

また、管渠布設工事につきましては、永松、西浦地区における県道等の管渠布設工事について区画整理事業との調整を図りながら進めてきましたが、調整がおくれたことによりまして繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第16 報告第3号

日程第16. 報告第3号 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

報告第3号 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書28、29ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費の内容といたしましては、武雄北部土地区画整理事業費の移転補償費でございます。22年度に家屋等の移転補償に至りましたが、その後の移転先確保に時間を要したため、13契約の前払いを除いた6,880万6,000円を繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づいて報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第17 報告第4号

日程第17. 報告第4号 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。北川営業部理事

○北川営業部理事〔登壇〕

報告第4号 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

議案書の30ページ、31ページでございます。

繰越明許費の内容といたしましては、工事請負費及び委託料でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、全体事業の終了を平成23年3月と予定しておりましたが、宮裾地区造成その4工事、その5工事について、工期の延長を行う必要が生じました。これによりまして、平成22年度中に請負契約金額の全額の支払いができませんでした。また、その4、その5工事の造成工事の事業進捗に合わせて道路舗装工事、のり面工事、公園緑地工事等を発注する関係で、平成22年度内に発注できず、平成23年度に繰り越しをした

ためでございます。

総額12億6,999万4,000円を平成23年度に繰り越しをいたします。財源といたしましては、12億6,980万円を起債で、残額を一般財源で予定しております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第4号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第18 報告第5号

日程第18. 報告第5号 平成22年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

報告第5号 平成22年度武雄市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして御報告するものでございます。議案書33ページをごらんください。

予算繰り越しの内容としましては、資本的収支の中で、1款. 資本的支出、1項. 建設改良費の中の配水施設改良費のうち、22年度中に予定しておりました老朽管更新工事に係るものでございます。橘町片白地区及び武雄町上西山清水原団地内の2カ所の配水管布設替工事費でございます。

繰り越しの理由でございますが、両地区につきましては、住民の方の日常生活での支障を極力回避するという事で分割施工としましたために工期を延長する必要となり、両地区の工事に係る経費1,999万9,500円を繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

報告第5号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第19 報告第6号

日程第19. 報告第6号 平成22年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第6号 平成22年度武雄市土地開発公社事業報告について、補足説明を申し上げます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

平成22年度の武雄市土地開発公社の事業報告及び決算につきましては、去る5月20日の武雄市土地開発公社の理事会において御承認を受けたものでございます。

それでは、1ページの平成22年度の事業報告から御説明申し上げます。

1の土地の取得及び工事についてでございますが、土地の取得では、確定測量により必要となりました0.17平方メートルを6,174円で取得いたしております。また、工事費は68万3,550円となっております。

次の2の土地の処分・附帯等事業についてでございますが、(1)の公有地処分事業では、清算事業団跡地などの4件分、売り渡し面積で3,201.25平方メートル、金額で1億7,257万6,319円となっております。(2)の附帯等事業収益では、武雄温泉南口の清本鉄工所跡地駐車場収入などで1,450万7,100円となっております。

次に、2ページの理事会開催状況、事務局の構成、庶務に関する事項、3ページの役員名簿でございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの決算報告について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。収入の部では、第1款. 事業収益と第2款. 事業外収益、合わせまして決算額で1億9,713万4,918円となっております。支出の部では、1款. 事業原価、2款. 一般管理費、3款. 事業外費用、4款. 予備費、合わせて1億9,685万8,051円となっております。

次に、5ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の部では、第1款. 資本的収入で決算額が13億5,600万円、支出の部では、資本的支出で決算額15億3,766万2,525円となっております。

7ページから9ページまでは決算報告の明細となっておりますので、説明を省略させていただきます。

10ページをごらんください。損益計算書について説明申し上げます。

事業収益でございますが、公有地取得事業収益と附帯等事業収益、合わせまして1億8,708万3,419円となっております。

次に、事業原価では、公有地取得事業原価と附帯等事業原価を合わせまして1億9,674万6,879円となっております。事業収益から事業原価を差し引いた額から3の一般管理費11万1,172円を差し引き、4の事業外収益1,005万1,499円を加え、経常利益が27万6,867円となり、これが当期純利益となっております。

財産目録については説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページの貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計13億5,809万9,430円、固定資産の合計350万7,683円、資産合計で13億6,160万7,113円となっております。

負債の部では、流動負債の13億5,711万9,352円となっております。

資本の部では、基本金300万円、準備金は、前期繰越金121万894円と当期利益27万6,867円を合わせまして148万7,761円となり、資本合計で448万7,761円となっております。

12ページのキャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

Iの事業活動によるキャッシュ・フローでは、公有地の売却収入、駐車場収入などの収入分と、支払利息や事務費などの公有地取得事業支出などの支出分の差1億7,235万6,361円となり、IIIの財務活動によるキャッシュ・フローのマイナス1億6,750万円と合わせて、IVの現金及び現金同等物増加額で485万6,361円となり、これに現金及び現金同等物期首残高を加え、現金及び現金同等物期末残高で1,870万4,812円となっております。

13ページ以降については、公有用地明細表その他各種明細を掲載いたしております。

以上で平成22年度武雄市土地開発公社の事業報告を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

報告第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき提出されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第20 報告第7号

日程第20. 報告第7号 平成22年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。浦郷教育部長

○浦郷教育部長〔登壇〕

報告第7号 平成22年度財団法人武雄市体育協会事業報告について御説明を申し上げます。

これは、地方自治法の規定に基づきまして武雄市体育協会から事業報告書が提出をされましたので、御報告をするものでございます。

別紙報告書でございますけれども、事業の概要につきましては1、2ページ、22年度の事業報告は3ページをごらんいただきたいと思います。

次に、歳入歳出の決算でございますが、4ページの一般会計収支決算書でございます。

収入ですが、市補助金等で1,939万4,853円、支出につきましては、事業費、管理費等で1,995万2,097円で、収支差額70万5,157円は平成23年度への繰越金となっております。

次に、指定管理収支決算書につきましては5ページでございます。

収入では、武雄市からの指定管理委託料等で5,743万1,902円、支出につきましては、事業

費、管理費等で5,704万2,168円、収支の差額238万1,560円は、平成23年度への繰越金となっております。

6 ページ以下に、貸借対照表、正味財産増減計算書を添付しておりますので、御参照いただくようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、平成22年度財団法人武雄市体育協会事業報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

報告第7号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度でとどめたいと思います。

日程第21 報告第8号

日程第21. 報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第8号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書34ページでございます。

これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、平成23年3月23日付で専決処分をし、御報告申し上げますのでございます。

事故の概要ですが、平成23年2月8日午後3時25分ごろ、JAさが佐賀みどり武雄支所の敷地内で職員が公用車を駐車のため方向転換しようとした際、敷地内に停車中の嬉野市塩田町大字五町田乙4078番地1、刈野幸子さんの軽自動車に接触し、右前方部分を破損されたものでございます。

損害賠償の額につきましては、15万1,431円となっております。

職員の前方不注意による事故でございますが、職員が基本的な注意を怠り事故が発生しましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては、厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

報告第8号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第22 請願第2号

日程第22. 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について趣旨説明を行います。

今回の請願は、2011年度の政府予算の成立で、小学校1年生の35人以下学級を実現するため、法の改正が実施されることになりました。少人数学級の推進に向け、ようやく今、スタートを切ったというわけですが、今後も全学年に35人以下学級を順次進めていくことや、また、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合はOECD加盟国の中で最下位であり、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、保護者の経済力の違いによる教育の格差の問題が生じてきているのであります。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、次の2項目の実現について、国の関係機関に対し、意見書提出を求めるという請願でございます。

1つ目として、小学校2年生から中学校3年生における35人以下学級を早急に実現すること、またさらに、より豊かな教育環境を整備するために、35人以下からさらに踏み込んだ施策を計画・実施すること。

また、2つ目に、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上の趣旨をもって請願を提出するものであります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第23 懲罰特別委員会委員長及び副委員長の選任

日程第23. 懲罰特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

懲罰特別委員会委員につきましては、昨日10名を指名し、選任することに決しております。

ここで懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休 憩 11時25分

再 開 11時49分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。

懲罰特別委員会正副委員長の互選の結果の報告を得ましたので、御報告を申し上げます。

懲罰特別委員会委員長に11番上野議員、副委員長に23番黒岩議員でございます。懲罰特別委員会委員の皆様方には、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11時50分